

參考資料

○ 委託訓練や求職者支援訓練の担い手として民間教育訓練機関が果たす役割が増大しており（公的職業訓練のうち、7～8割を民間教育訓練機関が実施。）、訓練の質の向上が喫緊の課題となっていたことから、H23.12に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定した。

PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営 - 訓練成果だけでなく、サービス全体の質を向上 -

P ○職業訓練ニーズの明確化

- ◆事業所や受講者のニーズ
- ◆経済・雇用失業情勢、産業構造等の社会動向の把握 等

○職業訓練サービスの設計

- ◆ニーズを踏まえ、職業訓練サービスの対象者、目的、訓練目標、訓練内容、成果等を設定
- ◆カリキュラムの作成・見直し

D ○職業訓練サービスの実施

- ◆訓練開始前に訓練内容、受講者が活用できる施設・就職支援等について情報提供
- ◆講師・スタッフの運営体制の整備、受講者数に見合った施設、設備等の確保、安全衛生管理

○職業訓練サービスのモニタリング

- ◆訓練期間中と訓練終了後に、受講者の職業能力の習得状況や受講状況の確認
- ◆受講者との意見交換等を実施。

A ○見直し・改善

- ◆職業訓練サービスの点検を実施。
- ◆点検結果を踏まえ、カリキュラム等を改善

C ○職業訓練サービスの評価

- ◆受講者の職業訓練の習得度や職業訓練の効果・成果等について評価を実施

事業運営の基礎

①マネジメントシステムの確立

(PDCAサイクルを導入し、責任者を任命した上で品質に関する方針・目標を定め、その目標を達成するためのシステムを確立)

②事業戦略・計画を文書化

③マネジメントシステムに関する情報を講師・職員で共有

④マネジメントシステムの運用状況の記録・文書管理

⑤財務管理・リスク管理

民間職業訓練サービスガイドライン関係の経緯

平成21年4月 高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業訓練サービスガイドライン 制定

(平成22年10月 ISO29990「非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項」発行)

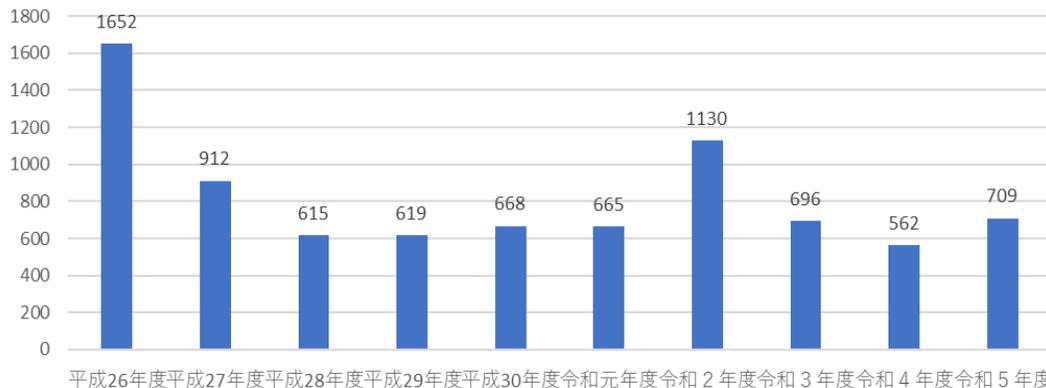
平成23年12月 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(民間職業訓練サービスガイドライン) 制定

平成26年4月 民間職業訓練サービスガイドライン研修を開始

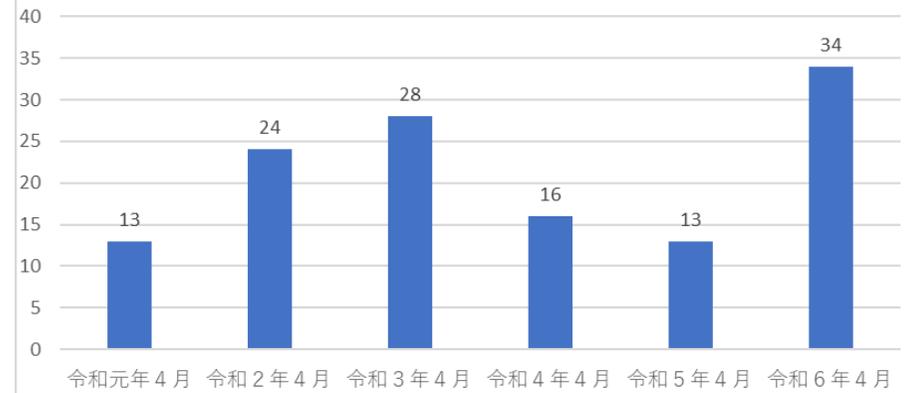
平成30年4月 民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を開始

令和6年4月 民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の休止

研修受講者推移



適合事業所認定数の推移



民間職業訓練サービスガイドライン研修について

- 「職業訓練サービスガイドライン（※）」の普及を図り、民間教育訓練機関が同ガイドラインに基づくPDCAサイクル（Plan→Do→Check→Act）を活用した職業訓練運営のために必要な知識・技能を取得するための研修（民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修）を平成26年度から実施。

* サービスガイドライン研修の受講は、求職者支援訓練等の認定要件としている（令和6年度現在）。
また、47都道府県で委託訓練の要件とされている。

対象者

民間教育訓練機関の施設責任者、訓練運営責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者

研修カリキュラム

- 1 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状【1時間】
- 2 ガイドラインを活用したPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）による職業訓練の運営について【1時間】
- 3 職業訓練サービスの質の向上の取り組みについて【3時間】
- 4 職業訓練サービスの質の向上に向けた具体的な改善取り組み事例【1時間】

※eラーニング（6時間）で実施。受講後確認テストあり。

実績

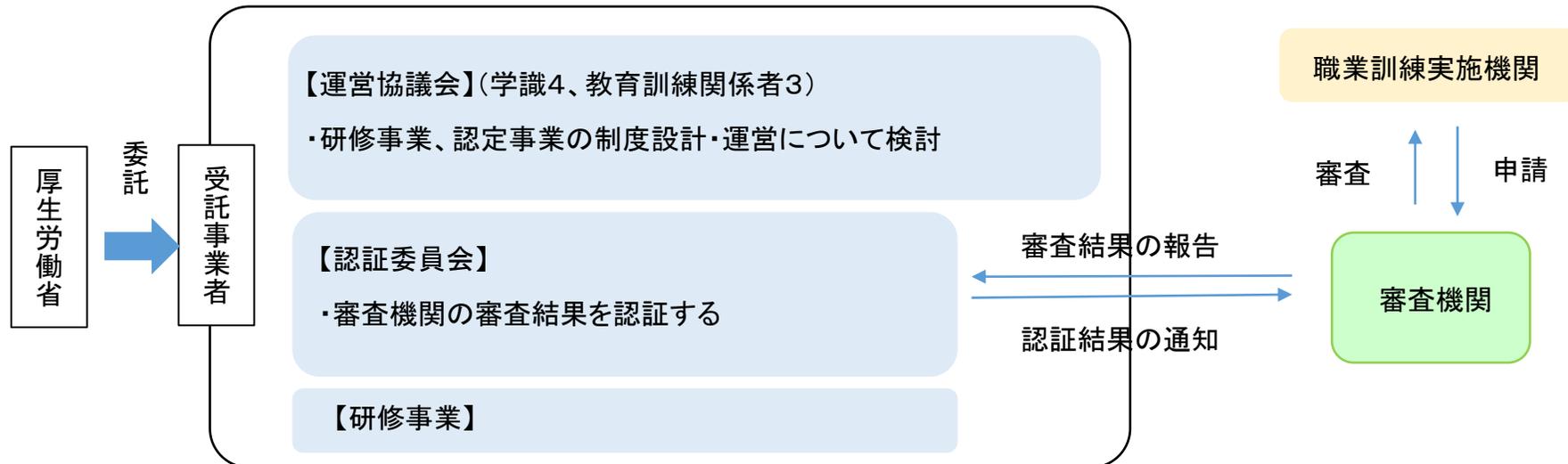
- 平成26年度の開始以来、令和5年度までに8,228名が受講。
- 令和3～5年度の受講生のうち、99.5%（2122/2132）は、「公的職業訓練を実施(予定)している」事業所に所属。



民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定について

- 「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度」は、厚生労働省が策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（※）に沿って、職業訓練サービスの質の向上に取り組む民間教育訓練機関の事業所を「適合事業所」として認定する国の制度。
- 事業所は、指定審査認定機関に認定申請を行う。指定審査認定機関が事業所の審査を行った後、認証委員会によって審査結果の認証が行われる。
- 平成30年度よりサービスガイドライン適合事業所の認定事業を実施し、令和6年3月末時点での認定事業所数は34。
 - * 適合事業所は職業訓練受講生募集等の広報活動を行う際に、職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク（厚生労働省登録商標）を使用することができる。
 - * サービスガイドライン適合事業所認定は、求職者支援訓練等の加点を得ることができる（令和6年度現在）。また、32都道府県の委託訓練においても加点を得ることができる。
 - * 認定事業は利用実績が低調であることから令和6年度より休止としている。（認定は3年間有効であり、有効期間内はマークの使用は可能で、求職者支援訓練の加点も行われる。）

【令和3年～5年度の民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定等の体制】



求職者支援訓練の要件と民間職業訓練サービスガイドラインの関係

求職者支援訓練の認定基準

訓練を実施する事業所(申請職業訓練を行う施設)において、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(以下「民間職業訓練サービスガイドライン」)に関する研修を修了し、申請職業訓練を申請する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること。または、ISO29993(公式教育外の学習サービスー サービス要求事項)及びISO21001(教育組織ー 教育組織に対するマネジメントシステムー 要求事項及び利用の手引)を取得していること。

(注)ガイドライン研修の有効期間は修了日から3年間であること。(令和2年度以前に受講した研修の有効期間は5年間)

求職者支援訓練の選定方法(実績枠)

申請時に、過去に実施した求職者支援訓練に係る就職率及び多面的な要素を基に「選定点数」を算出し、その点数の高い訓練から順に選定する。

・就職率【最高100点】

申請開始日から過去1年間において通知された雇用保険適用就職率の適用日※が直近の3科分の平均就職率を、小数点第2位以下を切り捨てて点数化。(※ 訓練修了日の翌日から起算して7か月を経過する日)

・多面的な評価要素【最高100点】

①申請された訓練の内容や質(計30点)

②質の向上に取り組んでいる等の運営体制(計25点)

・就職支援責任者が、1級又は2級キャリアコンサルティング技能士(10点)、能開法に規定するキャリアコンサルタント(5点)

・過去1年間の取組をもとに「民間職業訓練サービスガイドラインの自己診断表」を作成して検証を行っている(5点)

・民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得(10点)

③受講者からの評価、雇用保険が適用される就職以外の就職も含めた就職率(計40点)

④託児サービス付き訓練としての設定(5点)

⑤苦情の有無(減点要素)

求職者支援訓練の選定方法(新規参入枠)

・多面的な評価要素【最高85点】

①申請された訓練の内容や質(計40点)

②質の向上に取り組んでいる等の運営体制(計25点) * 実績枠と同様の配点。

③公共職業訓練の実績(15点)

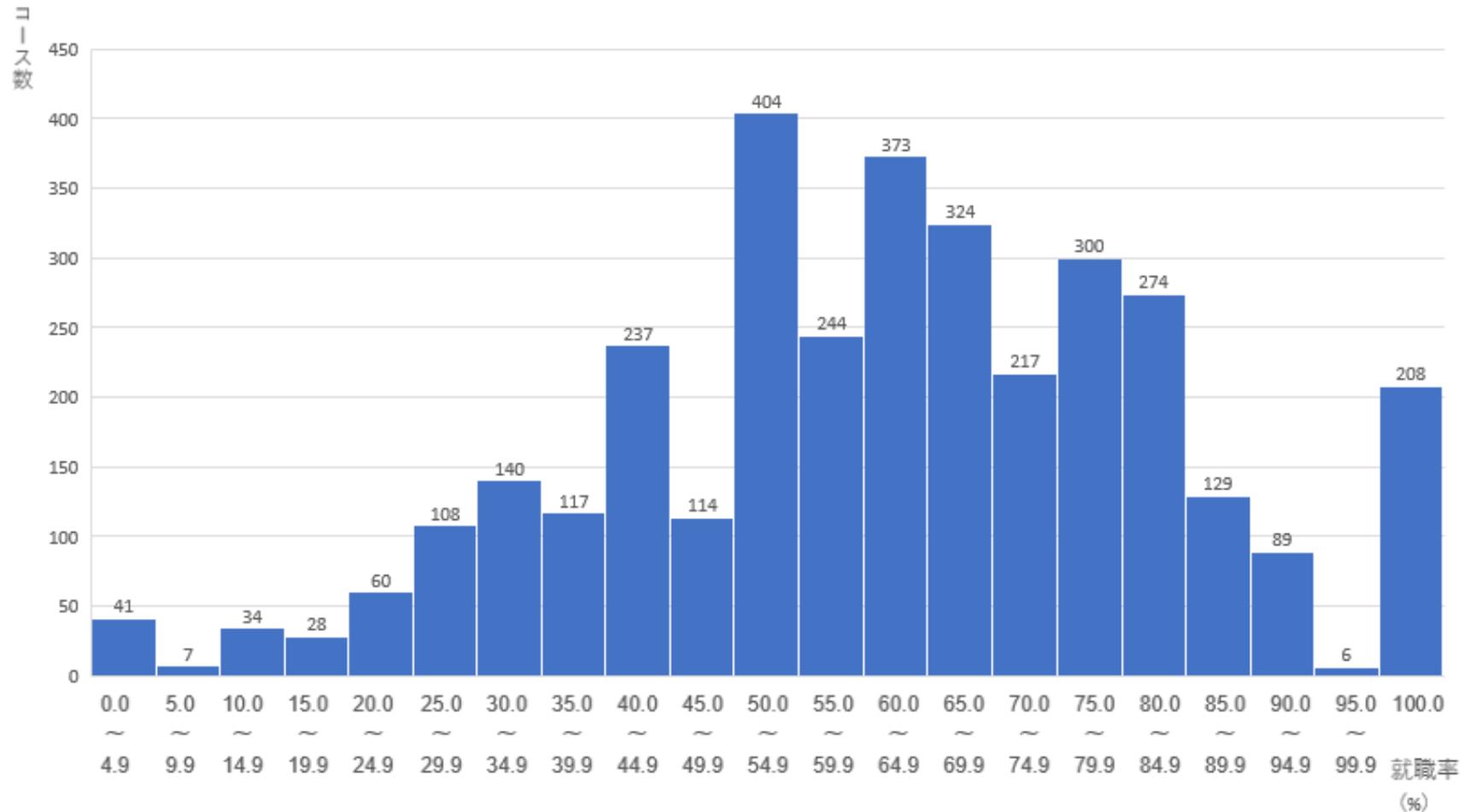
④託児サービス付き訓練としての設定(5点)

⑤苦情の有無(減点要素)

求職者支援訓練の就職率別訓練コース数

○ 求職者支援訓練のコースについて、就職率はばらつきが大きい。50～54.9%の割合が最も高くなっている。

求職者支援訓練の就職率別訓練コース数（令和5年度）



ガイドライン適合事業所とそれ以外の事業所の実績について

○ 求職者支援訓練における民間職業訓練サービスガイドライン適合事業所とそれ以外の事業所で実施された訓練コースの実績を見ると、

- ・ 令和2～5年度の各年度の就職者／受講者の割合は、「適合事業所」は「適合事業所以外」よりも高くなっている。
- ・ 令和2～5年度の各年度の開講率は、「適合事業所」は「適合事業所以外」よりも高くなっている。
- ・ 令和2～5年度の各年度の修了率は、「適合事業所」は「適合事業所以外」よりも低くなっている。

求職者支援訓練の就職状況（5都府県（埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪））		コース数	受講者数	修了者数	開講率	充足率	修了率	就職率	就職者／受講者 ※
令和2年度	適合事業所	86	924	636	91.1%	68.5%	78.8%	69.4%	54.4%
	適合事業所以外	633	7,574	5,757	85.5%	70.5%	83.5%	56.7%	46.8%
令和3年度	適合事業所	110	1,382	1,082	97.2%	75.8%	85.7%	67.6%	57.8%
	適合事業所以外	694	8,586	6,870	84.5%	64.5%	87.1%	59.1%	50.9%
令和4年度	適合事業所	103	1,542	1,179	100.0%	83.2%	84.8%	67.9%	57.6%
	適合事業所以外	679	8,752	6,958	91.0%	74.0%	88.0%	61.2%	53.5%
令和5年度	適合事業所	102	1,476	1,207	96.3%	77.0%	89.8%	69.8%	62.7%
	適合事業所以外	699	9,778	8,093	92.4%	73.5%	91.0%	64.6%	58.5%

開講率： 開講したコース数／認定数

充足率： 受講者数／開講したコースの定員

修了率： (就職理由中退者＋修了者)／受講者数

就職率： { (就職者－65歳以上就職者) ＋ (就職理由中退者－65歳以上就職理由中退者)} / { (修了者－65歳以上修了者) ＋ (就職理由中退者－65歳以上就職理由中退者)}

※： { (就職者－65歳以上就職者) ＋ (就職理由中退者－65歳以上就職理由中退者)} / (受講者－65歳以上受講者)

※ 当年度中に終了したコース(令和5年度については令和6年2月末までに終了したコース)について集計。

※ 適合事業所欄は、当該年度の4月1日時点において適合事業所として有効であった場合計上。

※ 適合事業所、適合事業所以外、それぞれについてオンラインコースを除き、通所コースのみで比較。

諸外国の民間職業訓練の質の確保・向上について

○ ドイツ、フランス、イギリスの3か国について、公的資金を投じる職業訓練で民間訓練機関を活用する場合は、各国ごとに、基準の設定と事後的な検査による質の確保を図っている。

○ 訓練の質の維持・向上に関する手法として重視しているポイントは様々であるが、ドイツにおいては、助成対象の職業訓練を行う機関として認定を受ける際に、目標を絞った体系的な手順と手段による継続的な改善が行われる仕組みを備えていることを求めている。フランスにおいても、2022年より公的資金を受ける教育訓練機関は品質認証を受けることが義務付けられている。

	民間職業訓練の質の確保・向上に関する手法
ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・助成対象の職業訓練を行う機関として認定を受ける際に、目標を絞った体系的な手順と手段による継続的な改善が行われる仕組みを備えていることを求めている。・連邦雇用エージェンシーには、各地域の訓練措置の現場をチェックする職員が存在し、訓練参加者へのインタビューなどを行うため、予告なしで訓練現場を訪問することができる仕組みをとっている。・国からの助成を受ける継続雇用訓練は、訓練終了後1か月以内に受講者からのフィードバックを受ける必要があり、その結果はWebで公開されている。フィードバックは、訓練内容、設備、受講者に対するケア、指導者の質などの内容となっている。
フランス	<ul style="list-style-type: none">・公的な資金を受ける教育訓練機関は、2022年よりトレーニング・プロバイダー向けの品質認証を受けることが義務付けられている。品質認証は、教育訓練活動のプロセスを評価する内容となっている。
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・公的補助を受ける教育訓練機関に対して、2～5日間にわたる検査を行う*（1年間の検査対象機関は全体の16%程度（2018年）。検査結果は4段階で評価され、評価結果は公表される。（*簡易検査の場合もあり、その場合は、1～2日間）